

平成30年 3月30日北海道条例第6号
改正 令和3年 7月14日条例第28号

北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業（法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施の制限)

第2条 住宅宿泊事業のうち次の各号のいずれかに該当するもの（以下「制限対象事業」という。）の実施を制限する区域及び当該区域において制限対象事業を実施してはならない期間は、別表第1のとおりとする。

- (1) 法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者が届出住宅（同条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）を自己の生活の本拠として使用していないもの
- (2) 届出住宅に人を宿泊させる間、前号の住宅宿泊事業者が不在（日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内のものを除く。）となるもの
- (3) 届出住宅の居室（住宅宿泊事業の用に供するものに限る。）の数が5を超えるもの

1 一の届出住宅が2以上の前項の区域にわたる場合は、それぞれの同項の期間において当該届出住宅に係る制限対象事業を実施してはならない。

附 則

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して3年を目途として制限対象事業の実施状況等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和3年7月14日条例第28号）

〔北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中「浦河町 様似町」を「様似町」に改める部分及び別表第3の改正規定中「本別町 浦幌町」を「本別町」に改める部分は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出がされた同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（北見市、芦別市又は留寿都村に所在する住宅に限るものとし、北見市及び芦別市に所在する住宅にあつてはこの条例の施行の際現に北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例別表第1の1の項の規定により同条例第2条第1項に規定する制限対象事業の実施が制限されている区域に所在するものを除く。）については、この条例による改正後の北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の規定は、適用しない。

別表第1（第2条関係）

| 区 域 | 期 間 |
|--|---|
| 1 次表に掲げる市町村の区域において、制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校（小学部又は中学部を設置しているものに限る。）又はこれらに準ずるものの敷地の出入口の周囲100メートルの地域 | 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日、土曜日その他の授業を行わない日を除く期間 |
| 2 別表第3に掲げる市町の区域において、制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域又はこれ | 休日、日曜日、土曜日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）を除く期間 |

| | |
|--|--|
| らに準ずる地域 | |
| 3 制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する別荘地 | 制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する期間 |
| 4 制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する道路事情が良好でない集落 | 制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する期間 |

別表第2

| |
|--|
| 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 岩見沢市 網走市 留 萌市 苫小牧市 稚内市 芦別市 江別市 士別市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川 市 深川市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 北斗市 当別町 七飯 町 鹿部町 八雲町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 倶知安町 共和町 奈井江町 秩父別町 沼田町 東神楽町 当麻町 中富良野町 小平町 利尻町 利尻富士町 美幌町 清里町 遠軽町 大空町 白老町 洞爺湖町 様似町 音更町 士幌町 中 札内村 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 浦幌町 釧路町 標茶町 別海町 中標 津町 |
|--|

別表第3

| |
|--|
| 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 苫小牧市 稚 内市 芦別市 江別市 名寄市 千歳市 砂川市 富良野市 登別市 恵庭市 北広 島市 石狩市 北斗市 八雲町 倶知安町 共和町 岩内町 東神楽町 上富良野町 美幌町 斜里町 遠軽町 白老町 洞爺湖町 音更町 幕別町 本別町 釧路町 厚岸町 標茶町 中標津町 |
|--|